

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

8

No.230 | Aug. 2020

キャリアサポート

—
今こそ採用の
チャンス!

特集

備えあれば
憂いなし

遺言の
ススメ

〈社長の履歴書〉フカダデンタルクリニック 深田邦雄氏
〈オフィスレポート〉立川事務所
〈労務の未来〉雇用調整助成金の助成額上限の引き上げについて



備えあれば憂いなし



遺言の ススメ

昨今「終活」という言葉をよく耳にします。人生のエンディングに向けて身の回りを整理しておこうという方が増えているのではないのでしょうか。「遺言」という言葉もぐっと身近になりました。日本公証人連合会によると、2019年に全国で作成された遺言公正証書は113,137件でした。2009年は77,878件でしたので、10年で約1.5倍も増えていることがわかります。あまり難しく考えないで、気軽なスタンスで遺言と向き合ってみてはいかがでしょうか？

今回お話を聞いたのは



副理事長 税理士
木村 信夫



営業部 部長
堀口 邦彦

ご自身のためにも、 ご家族のためにも、 遺言書を。

大切な財産はいずれ次の世代へ承継することになります。ただし、遺言書がないために、ご自身の望まない形になったり、残されたご家族の間でトラブルが起こり「争族」になってしまったり、スムーズに進まないことがあります。遺言書はご自身のためにも、ご家族のためにも、ぜひ作成しておきたいものです。特に、下記の項目に当てはまる方には強くおすすめします。

このような方はぜひ！

- ✓ 特定の財産を特定の方に残したい
- ✓ 相続人の中に財産を残したくない人がいる
- ✓ 配偶者に少しでも多くの財産を残したい
- ✓ お孫さんに財産を残したい
- ✓ 「争族」にしたくない
- ✓ 海外に相続人がいる
- ✓ 子供がいない
- ✓ 連絡のつかない相続人がいる
- ✓ 相続人の人数・遺産が多い

遺言書がなかったために、 トラブルが発生することも。

財産の承継に関して、遺言書がなかったために「争族」となってしまった事例をご紹介します。意外なことで、トラブルが発生してしまいます。

トラブル①

未上場の株式は 割り算ではない？

父親から家業を引き継いだ会社経営者Aさん。父親は株式の40%をAさんに贈与し、残りの60%は自分で持ったままでした。父親が亡くなり、相続問題が発生しました。

Aさんには2人の姉Bさん、Cさんがいて、それぞれ嫁いでおり会社には関与していませんでしたが、周辺の入知恵なのか、会社の経営権を要求してきました。未分割の株式については相続人の中から株式の権利行使者1名を選定し、権利行使者が議決権を行使することになります。兄弟3人は均等に権利を持っていますので、姉二人が結託し、60%分の権利行使はBさんが行うことになってしまいました。

結果、Aさんはなんと社長を解任されることに。その後、調停を経て20%分の株式の取得に成功したAさんは社長に返り咲きましたが、会社は大きく動揺して業績にも影響が出てしまいました。

こうすればよかった

「会社の株式60%分をAさんに相続させる」という遺言さえあればAさんはスムーズに会社経営を続けられたと考えられます。また、その他の財産をBさん、Cさんに配慮することで、争いを回避できた可能性が高いです。



トラブル②

子供がいない場合、 財産はだれに？

Dさんは事業に成功し財産を築きましたが子供はいませんでした。Dさんは3人兄弟で関係は良好でした。妻EさんはDさんから、財産のすべてをEさんが相続することで兄弟は納得していると聞かされていました。そんな中、Dさんの相続が発生します。

ところがDさんが亡くなる前に2人の兄弟はすでに亡くなっていました。結果としてその兄弟の子供である甥2人、姪3人が相続人であることが判明し、法定相続分での遺産分割を要求されてしまいます。Eさんは話が違うと思いながらも、遺産分割協議がまとまらないと預金の引き出しもできないため、住み慣れた自宅も急いで売却することになってしまいました。

こうすればよかった

遺言を書いてもらう必要がありました。兄弟は納得していても世代が変わると関係も薄くなり、それぞれの相続人の事情が出てきてしまいます。兄弟には遺留分がありませんので、遺言さえあればすべての財産を妻のEさんに残すことが可能でした。



トラブル③

海外に相続人が いませんか？

Fさんの家族は妻と長男Gさんと長女Hさんになります。Gさんは仕事で海外に移住し、連絡も途絶えがち。出国時には「親の財産はいらない」と言っていました。こんなFさんに相続が発生しました。

まず、財産をどう分けるかを定める遺産分割協議書をつくらなくてはなりません。これには相続人全員の署名捺印が必要ですが、Gさんがなかなか帰国しないことから手続きが止まってしまいました。また、Fさんは一億円以上の有価証券投資を行っていたために、もしGさんがこの有価証券を取得する場合には「国外転出(相続)時課税」が適用されることになります。そうすると、Gさんが取得する有価証券の含み益について、Fさんの準確定申告で納税しなくてはなりません。

今回Gさんは「財産はいらない」と言っているため課税されないと思いがちです。ところが、準確定申告の期限である相続発生から4か月以内に遺産分割協議がまとまらなると事情が変わってきます。一旦納税する必要があり、相続人の財産で支払うことになってしまうのです。

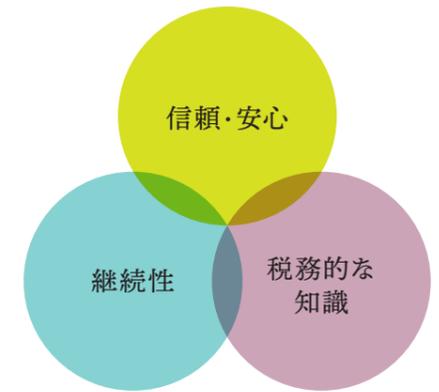
こうすればよかった

「妻(または長女H)に有価証券を相続させる」と遺言を書いておけば安心です。少なくとも遺言があれば、Gさん抜きで換価手続き等が行えました。



遺言書作成の上での留意点

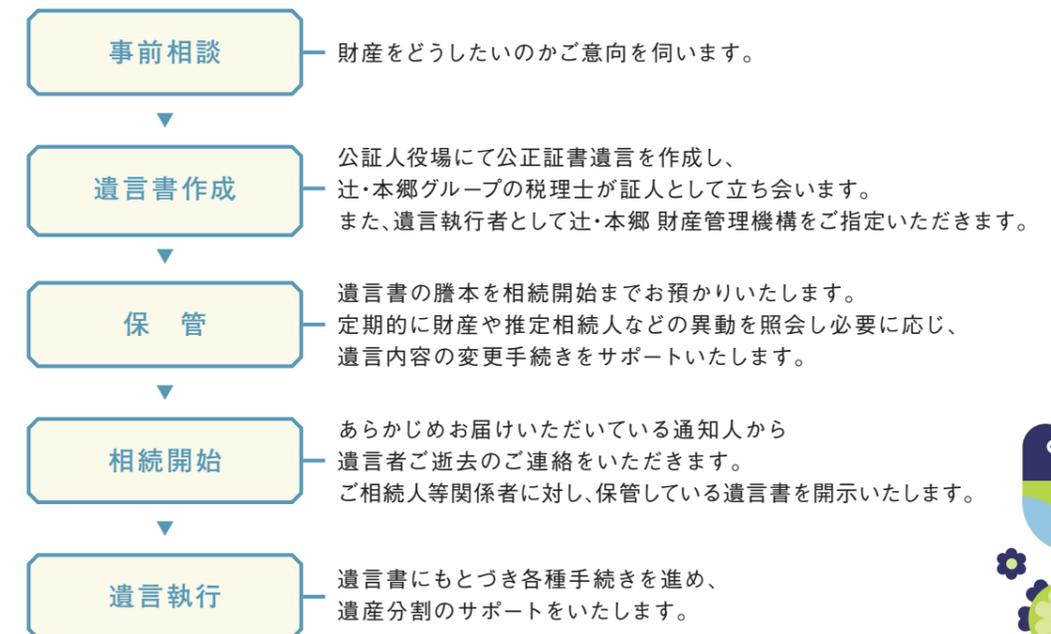
トラブル回避のためにも遺言書はぜひ作成しましょう。そこで、どのような専門家に作成を依頼すればいいのかわかるポイントをいくつかご紹介します。まず、大切な財産に関する事なので、安心して相談できる信頼ある人が望ましいです。また、作成してから遺言を執行するまでには長い年月がかかるものです。そのため、長期間にわたって任せることのできることも条件になります。そして、相続が絡んできますので、生前贈与などの手法を含めた税務的なアドバイスができることも必要になります。



辻・本郷 財産管理機構にご相談ください。

辻・本郷グループの「辻・本郷 財産管理機構」は、遺言や相続に特化したスペシャリスト集団です。経験豊富なスタッフが親身なサポートを行います。

遺言書作成から執行までトータルにサポートします。



一般財団法人 辻・本郷 財産管理機構 ☎ 03-6857-5376 担当: 堀口・関本
【受付時間】9:30~17:00 土日祝日、年末年始除く





社長の履歴書

05

President's Resume



開業医のキャリアを支えた

「知・情・意」と「臨・学・経」。

辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業などのトップにフォーカスし、

ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、「抜かずに治す」をモットーに

歯科治療に取り組んでいる開業医の先生になります。

その医師としての歩みの一端をご覧ください。



フカダデンタルクリニック
院長

深田邦雄氏

歯を抜かずに残す 独自の治療を展開

東京都の四谷で47年にわたりフカダデンタルクリニックを運営している歯科医の深田邦雄さん。根管治療と歯周病という2つの領域において独自のメソッドを開発し、「抜かずに歯を復活させる」治療を行っています。新聞などで取り上げられることも多く、遠方からの方も含めてたくさんの患者さんが来院しています。そんな深田さんの開業医としてのキャリアを支えてきた「知・情・意」と「臨・学・経」についてご紹介します。

医師として、 そして経営者として

「知・情・意」とは、医師として患者さんに対するときに大切なものになります。「知」は知識や科学性を意味し、「情」は絆や情愛を意味し、「意」は治療に対する確固たる意志を意味します。この三位一体が治療には重要で、「何のための歯科技術か?」と自らに問い続け、患者さんに真摯に向き合うことができると深田さんはいます。

そして、開業医を続けていく上で必要となるのが「臨・学・経」になります。「臨」は臨床を意味し、「学」は学術的なエビデンスを意味します。そして、「経」とは経営を意味します。深田さんは大学生時代に実家の木材業が倒産するという災難に見舞われました。なんとか卒業できましたが、留学したいという思いは叶うことなく、早々に歯科医と

しての道をスタートさせています。開業医は、スタッフを雇い、医療環境を整えながら、利益を生み出していく必要があります。決して倒産させるわけにはいきません。「臨・学・経」のどれ1つ欠けることなくバランスよく医療経営に取り組んでいくことが、開業医を順調に発展させることになり、ひいては患者さんに十分な医療を提供することにつながります。

日本の文化と最新の 歯科技術を世界の若い人に

深田さんは医療の現場で患者さんと向き合うだけでなく、有志を集めて坐禅会を開催したり、飼っている猫に関するエッセイをまとめた本を出版したり、多彩な活動を行っています。精力的に多方面で活躍する深田さんに今後の展望を伺いました。

「海外の歯科医志望の若い人を集めて、坐禅会などを通して日本の文化を体験してもらい、同時に最新の歯科技術や治療法をレクチャーするような、そんなセミナーを開催したいと考えています」

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け約40日間休診していましたが、現在では診療を再開しています。除菌効果のある加湿器による空気消毒や、スタッフ、担当医、患者さんの検温、さらには患者数を60%程度にとどめるなど、さまざまな感染対策を施しています。



趣味の書道をする深田さん

BIOGRAPHY

- ・1969年
日本歯科大学卒業
国立東京第一病院(現・国際医療センター)口腔外科入局
- ・1973年
フカダデンタルクリニック開院
- ・1979年(～1982年)
理化学研究所(高分子物理・生体物理研究室)外部非常勤研究員としてレオロジーおよび圧電気理論の指導を受ける
- ・1981年
AAE(米国歯内療法学会)にて根幹治療「RET深田法」発表
- ・1983年(～1993年)
生態学的栄養学研究会に参画
- ・1984年
深田式透明歯髓腔模型が棚橋発明賞受賞

フカダ デンタルクリニック

歯周病・根管治療の豊富な実績があり、再生歯科治療のバイオニアとして5000症例以上の難治療を手がけています。

東京都新宿区四谷本塩町4番41号
住友生命ビル地下2階
TEL. 03-3353-1054



労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[社会保険労務士 蔵原淳一]

雇用調整助成金の
助成額上限の引き上げについて

令和2年6月12日に、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立しました。これに伴い、雇用調整助成金の更なる拡充が行われましたので詳細をご紹介します。

2.緊急対応期間の延長について
新型コロナウイルス感染症特例措置及び令和2年4月1日から6月30日までを緊急対応期間とした追加の特例措置が3ヶ月延長されることになりました。(令和2年9月30日まで延長)

1.助成金額の上限額の引き上げ及び助成率の拡充について

①助成金額の上限額の引き上げについて
現行:1人1日あたりの助成額の上限額は8,330円
見直し後:休業及び教育訓練について、企業規模を問わず上限金額を15,000円に引き上げ

また、上記の引き上げは令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象となります。
なお、既に申請済みの場合は令和2年4月1日に遡って適用となります。

- ※緊急対応期間中の特例措置
- ・生産量要件の緩和 (確認期間3ヶ月⇒1ヶ月で5%減)
- ・助成対象の拡充 (雇用保険被保険者でない労働者も助成金の対象)
- ・助成率の引き上げ
- ・支給限度日数の特例
- ・クーリング期間の撤廃 (緊急対応期間前からの特例措置)
- ・被保険者期間要件の撤廃(〃)等

②解雇等を行わない
中小企業の助成率の拡充について
現行:原則9/10(一定の要件を満たす場合は10/10)
見直し後:一律10/10に引き上げ

3.出向の特例措置等について
雇用調整助成金の支給対象となる出向については、出向期間が「3ヶ月以上1年以内」とされていますが、緊急対応期間内においては「1ヶ月以上1年以内」に緩和されました。



1分で
わかる

税金 の はなし



新宿ミライナタワー事務所
審理室
片 ユカ

「国税庁が保有する膨大なデータの内容って?②」

2021年からマイナンバーの提示義務化で、税務署に財産を把握されてしまう!といわれています。税務署を統括する国税庁はどんな情報を持っているのでしょうか?国税庁が保有するデータバンク、「KSKシステム」の情報源「法定外調書」についてご紹介します。

「法定外調書」とは?

例えば申告書や支払調書など法律で提出義務があるものは「法定調書」、それ以外は「法定外調書」と呼ばれています。国税庁が独自に収集しているマル秘データの総称です。

「法定外調書」の内容

例えば、実地調査によって集めた「実地調査資料」、登記所から土地建物の「不動産登記資料」、法人の「商号登記資料」、官公庁から収集した「特別資料」、一般企業等に郵送で依頼する「売上、仕入、費用及びレポート等に関する資料」、新聞週刊誌等の「探聞資料」、その他があり、情報収集専門の担当部署が、日夜あらゆる機会にネットビジネスやシェアビジネス、移動販売や金融取引、海外取引などのデータを蓄積しています。

情報源は明かさないのが鉄則

税務調査は資料が命。蓄積された膨大なデータを個人別に紐づけ、分析した資料は全国各地の端末で引き出せますが、「法定外調書」については収集先を悟られないようにする必要があります。そのため、調査官は資料を持っていることを自分からは言わないのです。

法定外調書は昔「資料せん」という紙片で収集されていました。KSKシステムが導入された際、紙片はすべてシステムにデータ入力して蓄積されています。90歳の社長さんが20歳の時に行った取引も国税庁は把握しているかもしれないですね。



あ 相 気 ち
れ 続 に よ
こ の なる つ
れ の る と

木村信夫の

『来年の格差のゼセイはあり得るか』

1 令和2年の税制改正大綱にあった目立たない大事なポイント

令和2年の税制改正大綱に、格差の固定化につながらないように機会の平等の確保に留意しながら、教育資金の一括贈与と結婚・子育て資金の一括贈与の必要性について改めて見直しを行う、と書かれていました。

この二つの制度は、父母・祖父母が教育資金や結婚・子育て資金を贈与することにより、若い世代に資金的な余裕ができるということできた制度です。

しかし、この制度ができた当初から、「金持ち優遇だ」との批判も多くありました。

2 これらの非課税制度を良くみると

第143回国税庁統計年報によりますと、平成29年分の各非課税制度の概要は以下の通りです。

- 教育資金の非課税制度 適用者 38,196人 非課税拠出額 約2,305億円
 - 結婚・子育て資金の非課税制度 適用者 920人 非課税拠出額 約38億円
 - 住宅取得等資金の非課税制度 適用者 58,654人 非課税金額 約4,999億円
- これを見る限りは、どうも結婚・子育て資金贈与は人気がないようです。

3 そこで来年はどうなるのか

令和3年は、格差のゼセイが大きなテーマになると思われるので、まず結婚・子育て制度と教育資金制度が恐らく延長されない(廃止される)のではないかと考えられます。この両制度は令和3年3月末に適用期限が終了するからです。

その理屈はこうです。結婚・子育て制度は利用者が少ないから廃止してもいいのでは？ また、教育資金はこの制度が導入されてから9年も経って充分周知されて利用されてきたからもう十分といえるので廃止してもいいのでは？ となるような気がします。

さらに今年のコロナによる財政悪化が後押しをするのではないかと考えられます。

この二つの制度が使えるのは今年度が最後かもしれません。希望者は急いだほうがいいと思います。

(参考文献)小池正明税理士稿「特集4資産課税」ZEIKEN-2020.5月号(No211)



#06

生産性向上術

クラウド会計



トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。

会計ソフトのクラウド化が進んでたくさんのサービスがリリースされていますよね。今回は、クラウド会計の特徴やオススメな使い方などをご紹介します。



えびちゃん

ニュースにもなっているわよね、すごく便利って聞くけど実際どうなのかしら？



相談者

インターネットに接続すればどこでも会計処理を行うことができるサービスです。データはクラウド上のサーバーに保管されるのでデータを持ち出す必要がなくなります。それに法改正の対応やバージョンアップを自動でしてくれるので常に最新のプログラムを使うことができます。下の表でクラウド会計とインストール型との比較をしました。



えびちゃん

		クラウド会計	インストール型
利用環境	導入方法	ネット接続	ソフトインストール
	ネット環境	必須	不要
	データ保管	クラウド上	PC内
コスト	プログラム更新	自動	手動
	複数人利用	追加申込み	サーバーが必要
	セキュリティ	データ・通信の暗号化	自社で管理
操作感・業務効率	データ連携	連携しやすい	手動
	操作画面	簿記の知識が不要	経験者が有利
	データ共有	リアルタイム	手動

クラウド会計って難しそうなイメージだったけど便利そうね。特にデータ連携が気になるわ。領収書・請求書の精算を行ったり給与計算したりで、会計以外の仕事に追われて仕訳入力する時間が取れなくて大変なのよ。



相談者

その悩み解決できます！クラウド会計の一番の特徴は、仕訳の入力自動化です。例えば銀行のネットバンキングと自動連携して入出金明細の仕訳を自動起票し、仕訳内容は学習してくれるので、入力ミスが減りますよ。今回は、自動化でもっと業務効率につながる使い方をご紹介します！



えびちゃん

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 税理士法人 経営企画室 システムグループ 海老原(えびちゃん)まで ☐ a.ebihara@ht-tax.or.jp



社・本郷 税理士法人

オフィスレポート

Vol. 08 立川事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第8回目となる今回は、立川からのレポートです。



立川事務所はJR立川駅北口から徒歩7分の場所にあり、多摩地域を中心に地域密着型事務所として、法人決算や確定申告など様々なサービスを提供しております。多摩地域は数多くの地主の方が住んでいらっしゃるから、最近では相続税申告、事業承継や遺言作成のご依頼をいただくことが増えております。お客様に最善のご提案ができるように外部研修や社内勉強会にも積極的に参加して知識の向上に努めております。

事務所スタッフは16名おり半数以上は女性であることから華やかな職場であり、とても働きやすい

環境です。性別や年齢などにとらわれず、多様性を活かした組織作りにも力を入れており、様々な立場のお客様から気軽に相談ができると好評をいただいております。

突然の相続でどう対応したらよいか、予期せぬ出来事で会社経営をこれから先どのように進めたらよいか。お困りごとはありませんか？

お客様に心から安堵していただくために私たちは一番のパートナーになります。いつでもご相談ください。



立川事務所 所長

内藤 智之

平成18年 社・本郷 税理士法人 入所。
法人税務から相続税申告や資産税コンサルティングまでオールラウンドプレイヤーとして、自らの税理士としての専門性にみがかをかけています。特に不動産関係についてはハウスメーカーの税務相談に関わっている等強い分野です。

あなたの考える立川の魅力とは

立川の魅力は①交通アクセスの良さ②商業施設の充実③豊かな自然の3つです。JR又多摩都市モノレールが乗り入れ、駅前には伊勢丹やルミネなどの商業施設があり賑わいを見せる一方で、昭和記念公園や多摩川などの自然に囲まれた人気のあるエリアです。

立川事務所

〒190-0012
東京都立川市曙町2-38-5
立川ビジネスセンタービル11階
Tel.042-548-1841 Fax.042-548-1842



STAFF RECOMMEND



「GREEN SPRINGS」は2020年4月にオープンした、未来型の文化都市空間です。(田中)



立川事務所からほど近い、愛嬌のあるオーナーが看板のスポーツカフェ「ベースボール」です。(芝田)



フラワーフェスティバルやまんぱく、花火大会などイベント目白押し「国営昭和記念公園」。(青木)



地上約20mの高さを走行する「多摩都市モノレール」。快晴日は車内から見える富士山が絶景です。(澤井)



広々として清潔な応接室。お客様との面談や社内ミーティングを行っています。(田巻)



立川事務所の受付です。スタッフ一同お客様のお目にかかれるのを心待ちにしております。(山田)

Tsui Hongo News

新刊書籍

新刊書籍の
詳細はこちら



辻・本郷 審理室 ダイレクトアシスト
令和2年度税制改正要点解説
ゼミナールvol.4

編 著: 辻・本郷 税理士法人 ダイレクトアシスト
発 行: 東峰書房
発行日: 2020/7/8
定 価: 1,500円(税抜)

税制も単年度主義や一過性であってはならず、
経済の成長に資する継続性のある税制でなければならない

従来の財政再建に重きを置いていた税制に対し、令和2年度の税制改正は経済成長に向けた税制を志向している。税制改正を正しく理解するための「税制改正解説本」。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置にも対応。

辻・本郷 セミナー 資産税塾 オンラインセミナー

開催日時: 8月6日(木) 15:30~17:30(講義:90分間/質疑応答:30分間)
参加費: 10,000円

お問い合わせ: 【メール】consuldiv@ht-tax.or.jp

注意事項: ◎本セミナーはご視聴いただくためのインターネット環境が必要です。
◎お申し込みいただいた方に、受講方法等を記載したご案内メールをお送りいたします。

辻・本郷セミナー
詳細・お申し込み



講師: 税理士 佐藤 正太
辻・本郷 税理士法人
事業承継コンサルティングセンター
東京事務所 統括部長

『事業承継に活かす! 組織再編の基本パターン』

1. なぜ事業承継に組織再編が関係するのか?
2. 再編パターン① 関連会社の整理・統合
3. 再編パターン② 事業会社と資産管理会社の分離
4. 組織再編を活用する場合の留意点

相続セミナー 参加費無料

新潟 | 8月5日(水)

『民法改正』
～遺言書の作成の仕方～

辻・本郷 税理士法人 執理事 山口 拓也

- ◎開催時間: (受付13:30~) / セミナー14:00~15:00 / 相談会15:00~16:00
- ◎会場: 新潟日報メディアシップ ナレッジルームA
- ◎お問い合わせ: 新潟事務所 025-255-5022

札幌 | 8月19日(水)

『民法改正』
～遺言書の作成の仕方～

辻・本郷 税理士法人 副理事長 木村 信夫

- ◎開催時間: (受付13:55~) / セミナー14:00~15:00 / 相談会15:00~16:00
- ◎会場: かでる2.7 510会議室
- ◎お問い合わせ: 札幌事務所 011-272-1031

キャリア サポート日誌 *Career support diary*

辻・本郷 税理士法人には、社員一人ひとりが成長し
お客様に常に安心いただけるサービスを提供するためのキャリアサポートプランがあります。
本ページでは、弊社が取り組むキャリアサポートの様子をお届けします。

今こそ採用のチャンス! ～全社をあげての採用活動～

長期的な企業の継続には、人材の確保が不可欠です。今年には新型コロナウイルスなど外的要因により、「採用活動が停滞する」、「採用人数を絞らざるをえない」という会社が多いかもかもしれません。

しかし視点を変えると、多くの会社が採用活動を控えている今こそ、即戦力人材・優秀な人材を採用できるチャンスともいえます。

辻・本郷では、一部の採用担当者だけでなく、全社員が採用活動をしています。今月は、採用の取り組みについてご紹介させていただきます。



社員紹介採用 ～全社員が採用担当者～

取り組みの一つに、社員紹介採用があります。社員からの紹介であるため、会社側も入社者も一定の信頼がある状態で採用できるほか、紹介者が社内にいることで定着率の安定も見込めます。

会社への紹介につなげてもらうため、友人、知人からの転職相談のための飲食代を一定額補助しています。

辻・本郷の直近一年間の実績

社員紹介採用	26名
転職相談のための飲食代補助	16件

採用ルートの新規開拓

学校主催の説明会への参加や、自社主催の説明会を開催し、学生に対して辻・本郷を知ってもらう機会を増やしています。

採用ルートの新規開拓のため、地元の高校、専門学校、大学を訪問し、直接的なパイプ作りを行っています。

優秀な人材を確保し会社を発展させていくためには、経営者だけでなく社員一人ひとりが、一緒に働く仲間を作る意識・行動力が必要であると私たちは考えています。

既存の求人方法だけに限定せず全社をあげて採用活動に取り組むことで、この逆風を追い風に変えられるかもしれません。

人事部
キャリアサポートグループ

社内の教育体系の構築・各種研修を実施し、社員のスキルアップ・キャリア形成をサポートしています。社員の人材育成を通じてお客様へのサービス品質向上を図ることに、安心のトップブランドカンパニーを目指します。

辻・本郷 税理士法人 事務所一覧

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 朝日生命一関ビル2階 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
いわき事務所	〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階 TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
宇都宮事務所	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階 TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
熊谷事務所	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階 TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
所沢事務所	〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階 TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802
松戸事務所	〒271-0091 千葉県松戸市本町11-5 明治安田生命松戸ビル6階 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOKA SOUTHERN TERRACE6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
亀戸事務所	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階 TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665
北千住事務所	〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル7階 TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031
秋葉原事務所	〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
東京事務所	〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階 TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿センタービル事務所	〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階 TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301(代表) FAX.03-5323-3302
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
練馬事務所	〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階 TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市中原町1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0023
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0904 長野県長野市七瀬中町86-1 TEL.026-224-2091 FAX.026-224-2349
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四條通室町東入函谷鉾町79番地 ヤサカ四條烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
熊本事務所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231